

令和6年第6回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和6年6月6日（木）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 A棟中・東会議室

出席一覧表

地区名		役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市		松永 年實	○		
			麻 隆司	○		
			笹本 育司	○		
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	×		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
					吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	○
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○

出席委員 （農業委員 13名） （推進委員 5名）

欠席委員 （農業委員 1名） （推進委員 名）

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告 第15号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2 件
・報告 第16号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
・議案 第10号	農地法第3条の規定による許可申請について	2 件
・議案 第11号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事 務 局	みなさんこんにちは、定刻となりましたので、ただいまより令和6年第6回の農業委員会定例会を開催させていただきます。出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	みなさま、こんにちは、 本日は、農繁期の田植えでお忙しい時期にご出席たまわりまして本当にありがとうございます。今日のご案内いたしましたように会議終了後、相続税に関する研修会、特に新しい義務化、相続税の登記義務が発生しておりますので、そのあたりいろいろ勉強していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。また、そのあと都市計画課から生産緑地の新規募集についての説明があります。生産緑地については平成28年度に新規募集がありましたので、8年ぶりに募集されます。市街化地区の担当地区の方はいろいろな所有者の方から聞かれるかと思いますが、推進の方をお願いしたいと思います。それでは、事務局の方から案件の概要の説明を、よろしくお願いしたいと思います。
事 務 局	ありがとうございました。 それでは、令和6年第6回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 初めに、報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、 高鷲地区1件、埴生地区1件の計2件です。 次に、報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 丹比地区1件です。 次に、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について 丹比地区1件、西浦地区1件の計2件です。 最後に、議案第11号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 駒ヶ谷地区1件です。 以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が3件、議案案件が3件の合計6件となります。 なお、本日の欠席委員は西浦地区の高橋委員です。 それでは議長よりよろしくお願いします。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。

奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を、堀内副会長と吉田繁委員にお願いしたいと思います。それでは、報告第15号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第4条第1項第7号の届出について2件続けてご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。 まず1件目です。位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 対象農地は、高鷲九丁目485番3、地目は、田、面積は、122㎡ 続いて、高鷲九丁目486番6、地目は、畑、面積は、204㎡ の合計326㎡となります。 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、居宅で、この案件につきましては、既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、奥野会長です。 2件目です。位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、野々上451番、地目は、田、面積は、109㎡ 続いて、野々上452番1、地目は、田、面積は、241㎡ の合計350㎡となります。 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、駐車場等です。 現地確認委員は、高岡副会長です。 なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認をしていただきました結果、現地確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。 続きまして、報告第16号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明させていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。 位置図③5条届出をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 対象農地は、野455番 地目は、田、面積は、1,004㎡ 譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。 転用目的は、住宅で、この案件につきましても既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、大谷憲央委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

	現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いしたいと思います。
事務局	議案第10号農地法第3条の規定による許可申請につきまして2件続けて説明させていただきます。 本件は、農地の所有権移転を行うものです。 1件目です。地図④3条許可をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 申請地は、羽曳野市郡戸196番 地目は、田、1,021㎡です。 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。農地の所有権移転案件です。 現地は丹比小学校南側付近にある調整区域内農地です。 譲渡人は、相続によりこの農地を引き継ぎましたが、現在他府県に住んでおり、遠距離のため農作業が出来ず、雑草が茂り農地の保全が難しい状況でした。 譲渡人も維持できないことに悩んでおり、農業委員や地元の農家の方に相談された結果、隣接する農地の所有者である譲受人と所有権移転の話がまとまりました。 譲受人は、地元の農家で農地を所有しており、機材の保有や通作距離、対象農地を含め農地を今後も維持していくことに地元農業委員からも問題は無いと聞いており、事務局として案件について支障ないものと判断します。 現地確認委員は小池委員です。 2件目です。 地図⑤3条許可をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 申請地 蔵之内787番1 地目は、田、面積は、511㎡ 蔵之内788番1 地目は、田、面積は、738㎡ 蔵之内796番1 地目は、田、面積は、290㎡ 蔵之内797番1 地目は、田、面積は、12㎡ 蔵之内801番1 地目は、田、面積は、3.77㎡ 以上5筆で 合計1,554.77㎡です。 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 対象農地は南阪奈道路南側に位置しており蔵之内地内の調整区域内農地です。 譲渡人は、高齢による体調と体力面から耕作を継続していくことに不安があり、幼少期から家業である農家に従事し経験のある二人の子供に対象農地の所有権を移すものです。 譲受人のうち一人は、現在府外に住んでおりますが、勤務先が1週間のうち2日程度のリモートワークを認めており、その日については譲渡人の自宅からも出勤が可能にて、状況に応じて土日祝以外の平日も農地にて作業が可能になるものです。今後も譲渡人の指導・助力はありますので、また、譲受人のうちもう1人は近傍に住んでおりますの、3人が協力しながら農地を維持していくことに支障はないと事務局は判断しております。 現地確認委員は辻本委員です。

	以上2件についてご審議お願いいたします。
奥野議長	1 件目の丹比地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	5月30日に現場確認しました。農地として問題ありません。また、譲受人の●●さんは、事務局の説明どおり両隣りを所有されていまして、郡戸地区で約6反の農地を保有されている方で、すべて丁寧にきれいに現在管理されておりますので、何ら問題ありません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、1 件目の丹比地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。 続きまして、2 件目の西浦地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	一日に確認に行ってきましたけど、親子で協力してやられているということで別段問題ないと思います。大丈夫です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2 件目の丹比地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。
奥野議長	議案第11号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第11号農用地利用集積計画書の承認について 農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明させていただきます。 地図⑥利用集積をご参照ください。地区名は 駒ヶ谷地区です。 申請地は、駒ヶ谷1176番 地目は、田、面積は、119㎡です。 駒ヶ谷1177番 地目は、田、面積は、198㎡ 駒ヶ谷1178番 地目は、田、面積は、323㎡ 以上3筆合計面積が640㎡です。 権利の種類は、使用貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については、議案書のとおりとなっております。 契約期間は、令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間です。 現地については、駒ヶ谷地内にあるグリーンロード沿いの調整区域内に位置しております。農地は、ぶどう棚とビニールハウスがあり、作付けされるブドウの栽培には問題ないと思われます。転借人については、既に 10,000 ㎡の農地にブドウの作付けをされており、過去には、岡山県と羽曳野市で研修を受講され、徳島県の農園にて1年間の従事歴があります。既に実績を積んでおられる現在、必要な機材も揃い、従事日数については、250日間を計画されております。よって今後も農地を効率的に利用され、常時従事できるものと判断いたします。

	現地確認委員は植野委員です。 説明は以上です。ご審議お願いいたします。
奥野議長	駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	6月1日の日に現地を確認に行きました。先ほど説明がありましたように、グリーンロードのアクセスとしては十分なのですが、ちょっと傾斜がありますが、新しく借りられる方は若い方で良好に利用されると思います。特に問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：15】